

教育・保育及び地域型保育事業 ワークシート①（平成 27 年 10 月更新版）

区分	教育・保育及び地域型保育事業					
事業名	①施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）					
概要	「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給する事業					
町での実施有無	有					
町事業名	保育園運営事業					
実績（24年度） （人回）	のべ 15,221 人（ぼけっとのみ） 1 月あたりのべ 1,000 人～1,400 人					
見込み量 （人）	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	1 号	541	525	512	495	486
	2 号	289	281	274	266	273
	3 号	184	176	168	159	159
ニーズ調査結果	○ 定期的な教育・保育事業の利用形態（利用率）を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」（61.1%）が 6 割を超えて最も高く、「認可保育所」（24.0%）が 2 割台、以下、「幼稚園の預かり保育」（7.5%）、「自治体の認証・認定保育施設」（4.9%）などと続いています。					
町子ども・子育て 会議での意見	○ 子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないですが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。 ○ 新制度になってこれまでに比べて保育所に入りやすくなるのはわかります。しかし、発達面に不安がある子や子育てが難しいお母さんの受け皿は用意されていないままで、就労世帯中心の制度になっていくのは不安があります。					
方向性	○ 保育を必要とする子どもに認可保育所など公的保育の枠組みで対応し、サービス量を拡充していくことは望ましいことです。 ○ しかし、保育園を利用する必要がある世帯は、就労世帯に限られません。子育てが苦手な保護者もいれば、子どもに発達のつまずきがあり自宅でみるのが難しい場					

	<p>合もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童が多数いる現状では、当面、就労世帯の入所を優先することはやむをえない面がありますが、待機児童が解消された際には、町の裁量で保育の必要性の認定について柔軟に解釈することが望ましいと思われま
--	--

対応案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育施設を認可保育所にしていき、受入れできる子どもの数を増す。 ○ 幼稚園の認定こども園への移行を推進する。 ○ 家庭的保育事業を実施する。 ○ 認可保育所を新設する。 					
確保方策	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(人)	1号	945	945	930	915	900
	2号	165	165	243	258	273
	3号	129	129	157	167	159

平成27年度 実施状況 (10月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所の新設を1ヶ所 (平成27年9月から葉山ぎんのすず保育園) ○ 認可外保育所から認可保育所への移行 (平成27年8月からおひさま保育室) ○ 認可外保育所から小規模保育所への移行 (平成27年4月から風の子保育園) 					
確保方策	27年度					
(人)	1号	945				
(10月現在)	2号	161				
	3号	133				

教育・保育及び地域型保育事業 ワークシート②（平成 27 年 10 月更新版）

区分	教育・保育及び地域型保育事業					
事業名	②地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）					
概要	新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付を支給する事業					
町での実施有無	有					
町事業名	教育・保育給付支給事業					
実績（24 年度） （人回）	のべ 15,221 人（ぼけっとのみ） 1 月あたりのべ 1,000 人～1,400 人					
見込み量 （人）	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	1 号	541	525	512	495	486
	2 号	289	281	274	266	273
	3 号	184	176	168	159	159
ニーズ調査結果	○ 定期的な教育・保育事業の利用形態（利用率）を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」（61.1%）が 6 割を超えて最も高く、「認可保育所」（24.0%）が 2 割台、以下、「幼稚園の預かり保育」（7.5%）、「自治体の認証・認定保育施設」（4.9%）などと続いています。					
町子ども・子育て 会議での意見	○ 子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないですが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。 ○ 新制度になってこれまでに比べて保育所に入りやすくなるのはわかります。しかし、発達面に不安がある子や子育てが難しいお母さんの受け皿は用意されていないままで、就労世帯中心の制度になっていくのは不安があります。					
方向性	○ 保育を必要とする子どもに認可保育所など公的保育の枠組みで対応し、サービス量を拡充していくことは望ましいことです。 ○ しかし、保育園を利用する必要がある世帯は、就労世帯に限られません。子育てが苦手な保護者もいれば、子					

	<p>どもに発達をつまづきがあり自宅でみるのが難しい場合もあります。</p> <p>○ 待機児童が多数いる現状では、当面、就労世帯の入所を優先することはやむをえない面がありますが、待機児童が解消された際には、町の裁量で保育の必要性の認定について柔軟に解釈することが望ましいと思われま</p>
--	---

対応案	○ 家庭的保育者の養成研修の実施し、担い手と実施場所の確保をする。					
確保方策	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(人)	1号	945	945	930	915	900
	2号	165	165	243	258	273
	3号	129	129	157	167	159

平成27年度 実施状況 (10月現在)	<p>○ 認可保育所の新設を1ヶ所 (平成27年9月から葉山ぎんのすず保育園)</p> <p>○ 認可外保育所から認可保育所への移行 (平成27年8月からおひさま保育室)</p> <p>○ 認可外保育所から小規模保育所への移行 (平成27年4月から風の子保育園)</p>					
確保方策	27年度					
(人)	1号	945				
(10月現在)	2号	161				
	3号	133				